

行田市子ども家庭総合
支援拠点を設置しました

0歳から18歳までの全ての子どもとその家庭や出産・子育てに悩みを抱える妊産婦を支援するため、令和4年4月1日に「行田市子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。実情の把握、情報提供、相談、関係機関との連絡調整などの必要な支援を子育て包括支援センターと連携しながら一体的に実施します。

子育てでの困り事などさまざまな相談を電話で受け付けています。また、窓口での相談や家庭訪問による相談支援も実施しています。

▼受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

▼電話番号 556-2011

▼場所 保健センター

▼その他 匿名での相談可。相談の秘密は守られます。

▼問い合わせ 子ども未来課（内線262）



児童手当の制度が変わります

令和4年6月分（令和4年10月支給分）から、次のとおり児童手当の制度が変わります。

所得額が所得上限限度額以上の場合、児童手当および特例給付の支給がなくなります

児童を養育する方の所得が、下の表の所得制限限度額未満の場合は児童手当を、所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は特例給付（児童1人当たり月額5,000円）を支給しますが、所得上限限度額以上の場合、令和4年6月分から、児童手当および特例給付は支給されません。

なお、次年度以降、支給されなくなった方の所得額が決定し、その額が所得上限額未満だった場合には、改めて認定手続きを行い、新たに支給を受けることができます。

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみと仮定して計算しています。

毎年6月に提出していた現況届が、原則不要となります

これまで毎年6月に現況届の提出が必要でしたが、令和4年度からは原則不要となります。令和4年6月以降の手当については、受給者の現況を公簿などで確認し、支給額を決定します。ただし、次に該当する方には、現況届に関する案内を送付する予定ですので、引き続き6月中に現況届を提出してください。

- 児童を別住所で監護されている方
- 協議離婚中で配偶者と別居されている方
- 配偶者からの暴力などにより、住民票の所在地が本市でない方
- 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- 戸籍および住民票に記載のない児童を養育されている方
- その他、市から提出の案内があった方

次の異動や変更があった方は、すみやかに届け出てください

- 市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき（国外転入を含む）
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき（婚姻）、または、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき（離婚）
- 児童を養育しなくなったことなどにより対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき
- 受給者が公務員になったとき

▶問い合わせ 子ども未来課手当・給付グループ（内線262・286）

行田市の職員と一緒に働きませんか
令和4年度職員採用試験（前期日程）を実施します

令和4年10月1日採用および令和5年4月1日採用の職員を次のとおり募集します。

▶募集職種

【新卒枠】一般事務職、一般事務職（障がい者）、土木技術職、建築技術職、保健師、管理栄養士、社会福祉士

【社会人経験枠】一般事務職、土木技術職、建築技術職、保健師、管理栄養士、社会福祉士

※受験条件や募集人数など詳細は、市ホームページをご覧ください。

▶試験日および試験会場

6月19日（日）、商工センター

※試験会場は申込状況により変更になる場合があります。

※試験当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮の上、実施します。

▶申し込み

申込書など（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記載し、必要書類を添付した上で、6月1日（水）までに持参、郵送またはEメールのいずれかの方法により提出してください。

※持参の場合は午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

※郵送の場合は6月1日（水）の消印まで有効

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人事課

【Eメール】z1201@city.gyoda.lg.jp

▶その他

受験案内申込書の請求と受験の申し込みは、郵送でも可能です。その場合は、郵送する封筒に「受験案内請求（〇〇）」または「受験申し込み（〇〇）」（〇〇には希望職種を記入）と記載の上、請求者（申込者）の住所を明記した返信用封筒（角形2号、120円分の切手を貼付）を同封してください。

▶問い合わせ

人事課（内線208）



人事異動（課長級以上の職員）

●異動 令和4年4月1日付

【部長・参事】▼市民生活部長 吉田悦生（教）学校教育部長 ▼危機管理監兼市民生活部危機管理課長事務取扱 岡村幸雄（建設部長）▼都市整備部長 青山義徳（都市整備部次長兼都市計画課長）▼建設部長 長谷見悟（都市整備部長）▼（教）教育部長 小池義憲（市民生活部長兼危機管理監）▼議会議務局長 新井康夫（監査委員事務局次長（次長級））

【部次長】▼総合政策部次長兼企画政策課長 島田あかね（総合政策部企画政策課長）▼健康福祉部次長兼保険年金課長 増田勉（健康福祉部次長兼福祉課長）▼消防本部次長兼消防署長 吉澤宏（消防本部総務課長）▼（教）教育部次長 福原智（福）行田市社会福祉協議会常務理事（次長級）兼事務局長 ▼（教）教育部次長兼教育指導課長 石崎昌稔（埼玉県教育委員会から）▼監査委員事務局次長（次長級） 中村和則（議会議務局長（次長級））

【課長・副参事】▼総合政策部 報政策課長 細谷博之（環境経済部環境課長兼粗大ごみ処理場長）▼環境経済部環境課長兼粗大ごみ処理場長 近藤隆洋（環境経済部副参事）▼環境経済部副参事 蓮見宗徳（総務部人事課主幹）▼健康福祉部福祉課長 藤倉敬士（健康福祉部副参事）▼健康福祉部地域共生社会推進室長 横山敦亮（健康福祉部副参事）▼健康福祉部副参事 吉田秀和（総合政策部副参事兼健康福祉部副参事）▼健康福祉部副参事 大木宏之（総務部契約検査課主幹）▼都市整備部都市計画課長 寺田定弘（都市整備部副参事）▼都市整備部下水道課長 黒澤典弘（建設部管理課長）▼都市整備部副参事 藤野賢哉（都市整備部都市計画課主幹）▼建設部管理課長 吉田兼弘（建設部管理課長）▼消防本部消防総務課長 野口祥和（消防本部副参事）▼消防本部副参事 山口謙一（消防署副署長（第1中隊担当））▼消防署副署長（第1中隊担当） 新井竹秀（消防署北分署長兼第2小隊長）▼消防署西分署長兼第1小隊長 杉本忠司（消防署本署第1中隊小隊長）▼消防署南分署長兼第1小隊長 門井正（消防署西分署長兼第2小隊長）▼消防署北分署長兼第2小隊長担当 野口友也（消防署本署第2中隊中隊長）▼（教）教育部副参事 岡部将弘（教）学校教育部学校教育課主幹 ▼彩北広域清掃組合へ派遣 内山正一（健康福祉部保険年金課長）▼（福）行田市社会福祉協議会常務理事（課長級）兼事務局次長 岡田安弘（市民生活部危機管理課長）

●退職 令和4年3月31日付

▼議会議務局長 江利川芳治 ▼彩北広域清掃組合へ派遣 佐野雄一 ▼都市整備部次長兼下水道課長 田島秀和 ▼（教）学校教育部次長兼学校教育課長 安藤秀一（埼玉県教育委員会へ） ▼消防司令長（次長級） 木元正幸 ▼消防司令長（課長級） 長島功

▼問い合わせ 人事課（内線208）